

主眼事項及び着眼点（指定生活介護）

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第 1 基本方針</p>	<p>(1) 指定生活介護事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定生活介護を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定生活介護を提供しているか。</p> <p>(2) 指定生活介護事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定生活介護の提供に努めているか。</p> <p>(3) 指定生活介護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>(4) 指定生活介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者自立支援法施行規則第 2 条の 4 に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行っているか。</p>	<p>法第 43 条</p> <p>平 18 厚令 171 第 3 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 3 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 3 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 77 条 平 18 厚令 19 第 2 条の 4</p>
<p>第 2 人員に関する基準</p> <p>1 指定生活介護事業所の従業者の員数</p> <p>(1) 医師</p> <p>(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p>	<p>指定生活介護事業所に置く従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。</p> <p>利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数となっているか。</p> <p>看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は指定生活介護の単位（その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの。）ごとに、常勤換算方法で、アからウまでに掲げる平均障害程度区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる数となっているか。</p> <p>ア 障害程度区分が 4 未満 利用者の数を 6 で除した数以上</p> <p>イ 障害程度区分が 4 以上 5 未満 利用者の数を 5 で除した数以上</p> <p>ウ 障害程度区分が 5 以上 利用者の数を 3 で除した数以上</p>	<p>法第 43 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 78 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 78 条第 1 項第 1 号</p> <p>平 18 厚令 171 第 78 条第 1 項第 2 号イ 平 18 厚令 171 第 78 条第 3 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
(3) サービス管理責任者	<p>看護職員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1以上となっているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 78 条第 1 項 第 2 号ロ</p>
	<p>理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数となっているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 78 条第 1 項 第 2 号ハ</p>
	<p>ただし、理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置いているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 78 条第 4 項</p>
	<p>生活支援員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1以上となっているか。 また、1人以上は常勤となっているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 78 条第 1 項 第 2 号ニ</p>
	<p>また、1人以上は常勤となっているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 78 条第 6 項</p>
(3) サービス管理責任者	<p>(経過措置)</p>	
	<p>(1) 法附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間、特定旧法受給者等に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数の合計以上となっているか。 次のアからウまでに掲げる利用者(特定旧法受給者等を除く。)の平均障害程度区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる数 ア 障害程度区分 4 未満 利用者の数を 6 で除した数 イ 障害程度区分が 4 以上 5 未満 利用者の数を 5 で除した数 ウ 障害程度区分が 5 以上 利用者の数を 3 で除した数 特定旧法受給者等の数を 10 で除した数</p>	<p>平 18 厚令 171 附則第 4 条 第 1 項</p>
	<p>(2) 利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数となっているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 附則第 4 条 第 2 項</p>
	<p>指定生活介護事業所ごとに、又は に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ 又は に掲げる数となっているか。 利用者の数が 60 以下 1 以上 利用者の数が 61 以上 1 に利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上 また、1人以上は常勤となっているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 78 条第 1 項 第 3 号</p>
	<p>また、1人以上は常勤となっているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 78 条第 7 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
(4) 利用者数の算定	利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。	平 18 厚令 171 第 78 条第 2 項
(5) 職務の専従	指定生活介護事業所の従業者は、専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者となっているか。 (ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)	平 18 厚令 171 第 78 条第 5 項
(6) 管理者	指定生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 (ただし、指定生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定生活介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)	平 18 厚令 171 第 80 条 準用 (第 51 条)
(7) 従たる事業所を設置する場合の特例	指定生活介護事業所における主たる事業所 (主たる事業所) と一体的に管理運営を行う事業所 (従たる事業所) を設置している場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者 (サービス管理責任者を除く。) のうちそれぞれ 1 人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。 (経過措置) 指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設若しくは指定知的障害者授産施設が指定生活介護事業を行う場合において、平成 18 年厚生労働省令第 171 号 (指定障害福祉サービス基準) の施行日において現に存する分場 (基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行後に建物の構造を変更したものを除く。) を指定生活介護事業所、指定自立訓練 (機能訓練) 事業所、指定自立訓練 (生活訓練) 事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援 A 型事業所又は指定就労継続支援 B 型事業所と一体的に管理運営を行う事業所として設置する場合には、当分の間、(7) の規定は適用しない。 この場合において、当該従たる事業所に置かれる従業者 (サービス管理責任者を除く。) のうち 1 人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者となっているか。	平 18 厚令 171 第 79 条
第 3 設備に関する基準 1 設備	訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けているか。 (相談室及び多目的室は利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。)	法第 43 条 第 2 項 平 18 厚令 171 第 81 条第 1 項 平 18 厚令 171 第 81 条第 3 項

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>これらの設備は、専ら当該指定生活介護事業所の用に供するものとなっているか。 (ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)</p> <p>訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。</p> <p>室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。</p> <p>利用者の特性に応じたものであるか。</p> <p>利用者の特性に応じたものであるか。</p> <p>(経過措置) 法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた指定特定身体障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮(基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行後に建物の構造を変更したものを除く。)において、指定生活介護の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、多目的室を設けないことができる。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 81 条第 4 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 81 条第 2 項 第 1 号イ、ロ</p> <p>平 18 厚令 171 第 81 条第 2 項 第 2 号</p> <p>平 18 厚令 171 第 81 条第 2 項 第 3 号</p> <p>平 18 厚令 171 第 81 条第 2 項 第 4 号</p> <p>平 18 厚令 171 附則第 22 条</p>
<p>第 4 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続きの説明及び同意</p> <p>2 契約支給量の報告等</p>	<p>(1) 指定生活介護事業者は、支給決定障害者が指定生活介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定生活介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定生活介護事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p> <p>(1) 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供するときは、当該指定生活介護の内容、契約支給量、その他の必要な事項(受給者証記載事項)を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。</p>	<p>法第 43 条 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用(第 9 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用(第 9 条 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用(第 10 条 第 1 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>3 提供拒否の禁止</p> <p>4 連絡調整に対する協力</p> <p>5 サービス提供困難時の対応</p> <p>6 受給資格の確認</p> <p>7 介護給付費の支給の申請に係る援助</p> <p>8 心身の状況等の把握</p> <p>9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等</p>	<p>(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えていないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 10 条 第 2 項)</p>
	<p>(3) 指定生活介護事業者は指定生活介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 10 条 第 3 項)</p>
	<p>(4) 指定生活介護事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。</p> <p>指定生活介護事業者は、正当な理由がなく指定生活介護の提供を拒んでいないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 10 条 第 4 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 11 条)</p>
	<p>指定生活介護事業者は、指定生活介護の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 12 条)</p>
	<p>指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の通常の実施地域等を勘察し、利用申込者に対し自ら適切な指定生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 13 条)</p>
	<p>指定生活介護事業者は、指定生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 14 条)</p>
	<p>(1) 指定生活介護事業者は、生活介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 15 条 第 1 項)</p>
	<p>(2) 指定生活介護事業者は、生活介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 15 条 第 2 項)</p>
	<p>指定生活介護事業者は、指定生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 16 条)</p>
<p>(1) 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 17 条 第 1 項)</p>	

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
10 サービスの提供の記録	<p>(2) 指定生活介護事業者は、指定生活介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 17 条 第 2 項)
11 指定生活介護事業者が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供した際は、当該指定生活介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定生活介護の提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 指定生活介護事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者から指定生活介護を提供したことについて確認を受けているか。</p>	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 19 条 第 1 項) 平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 19 条 第 2 項)
12 利用者負担額等の受領	<p>(1) 指定生活介護事業者が指定生活介護を提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限定されているか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、12の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)</p>	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 20 条 第 1 項) 平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 20 条 第 2 項)
12 利用者負担額等の受領	<p>(1) 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定生活介護事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。 食事の提供に要する費用 (次のイ又はロに定めるところによる) イ 食材料費及び調理等に係る費用に相当する額</p>	平 18 厚令 171 第 82 条 第 1 項 平 18 厚令 171 第 82 条 第 2 項 平 18 厚令 171 第 82 条 第 3 項 平 18 厚令 171 第 82 条 第 4 項 平 18 厚告 545 二のイ

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
13 利用者負担額に係る管理	<p>□ 事業所等に通う者等のうち、障害者自立支援法施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 17 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額 創作的活動にかかる材料費 日用品費 から のほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>（４）指定生活介護事業者は、（１）から（３）までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。</p> <p>（５）指定生活介護事業者は、（３）の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。</p> <p>指定生活介護事業者は、支給決定障害者の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定生活介護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第 29 条第 3 項（法第 31 条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。 この場合において、当該指定生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	<p>平 18 政令 10 第 17 条第 1 項第 2 ～ 4 号</p> <p>平 18 厚令 171 第 82 条第 5 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 82 条第 6 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用（第 22 条）</p>
14 介護給付費の額に係る通知等	<p>（１）指定生活介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定生活介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費の額を通知しているか。</p> <p>（２）指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用（第 23 条第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用（第 23 条第 2 項）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
15 指定生活介護の取扱方針	<p>(1) 指定生活介護事業者は、生活介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。</p> <p>(2) 指定生活介護事業所の従業者は、指定生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(3) 指定生活介護事業者は、その提供する指定生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 57 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 57 条 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 57 条 第 3 項)</p>
16 生活介護計画の作成等	<p>(1) 指定生活介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定生活介護に係る個別支援計画 (生活介護計画) の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(2) サービス管理責任者は生活介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握 (アセスメント) を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。 この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>(4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定生活介護の目標及びその達成時期、指定生活介護を提供する上での留意事項等を記載した生活介護計画の原案を作成しているか。 この場合において、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて生活介護計画の原案に位置付けるよう努めているか。</p> <p>(5) サービス管理責任者は、生活介護計画の作成に係る会議を開催し、生活介護計画の原案の内容について意見を求めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 58 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 58 条 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 58 条 第 3 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 58 条 第 4 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 58 条 第 5 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
17 サービス管理責任者の責務	(6) サービス管理責任者は、生活介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 58 条 第 6 項)
	(7) サービス管理責任者は、生活介護計画を作成した際には、当該生活介護計画を利用者に交付しているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 58 条 第 7 項)
	(8) サービス管理責任者は、生活介護計画の作成後、生活介護計画の実施状況の把握(モニタリング)(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、生活介護計画の見直しを行い、必要に応じて生活介護計画の変更を行っているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 58 条 第 8 項)
	(9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 定期的にご利用者に面接すること。 定期的モニタリングの結果を記録すること。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 58 条 第 9 項)
	(10) 生活介護計画に変更のあった場合、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。 サービス管理責任者は、生活介護計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定生活介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができること認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。 他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 58 条 第 10 項) 平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 59 条)
18 相談及び援助	指定生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 60 条)
19 介護	(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。	平 18 厚令 171 第 83 条 第 1 項

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>(2) 指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。</p> <p>(3) 指定生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。</p> <p>(4) 指定生活介護事業者は、(1) から (3) に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な支援を適切に行っているか。</p> <p>(5) 指定生活介護事業者は、常時 1 人以上の従業者を介護に従事させているか。</p> <p>(6) 指定生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 83 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 83 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 83 条第 4 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 83 条第 5 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 83 条第 6 項</p>
20 生産活動	<p>(1) 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮するよう努めているか。</p> <p>(2) 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しているか。</p> <p>(3) 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っているか。</p> <p>(4) 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 84 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 84 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 84 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 84 条第 4 項</p>
21 工賃の支払	<p>指定生活介護事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 85 条</p>
22 食事	<p>(1) 指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 86 条第 1 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
23 緊急時等の対応	<p>(2) 指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。</p> <p>(3) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。</p> <p>(4) 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。</p> <p>従業者は、現に指定生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 86 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 86 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 86 条第 4 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 28 条)</p>
24 健康管理	<p>指定生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 87 条</p>
25 支給決定障害者に関する市町村への通知	<p>指定生活介護事業者は、指定生活介護を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>正当な理由なしに指定生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。</p> <p>偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 88 条</p>
26 管理者の責務	<p>(1) 指定生活介護事業所の管理者は、当該指定生活介護事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定生活介護事業所の管理者は、当該生活介護事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準第 4 章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 66 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 66 条第 2 項)</p>
27 運営規程	<p>指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。</p> <p>事業の目的及び運営の方針 従業者の職種、員数及び職務の内容 営業日及び営業時間 利用定員 指定生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 通常の事業の実施地域</p>	<p>平 18 厚令 171 第 89 条</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
28 勤務体制の確保等	<p>サービスの利用に当たっての留意事項 緊急時等における対応方法 非常災害対策 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 虐待の防止のための措置に関する事項 その他運営に関する重要事項</p> <p>(1) 指定生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定生活介護を提供できるように、指定生活介護事業所ごとに、従業員の勤務体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、当該指定生活介護事業所の従業員によって指定生活介護を提供しているか。 (ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。)</p> <p>(3) 指定生活介護事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 68 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 68 条 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 68 条 第 3 項)</p>
29 定員の遵守	<p>指定生活介護事業者は、利用定員を超えて指定生活介護の提供を行っていないか。 ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 69 条)</p>
30 非常災害対策	<p>(1) 指定生活介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しているか。</p> <p>(2) 指定生活介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 70 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 70 条 第 2 項)</p>
31 衛生管理等	<p>(1) 指定生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>(2) 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 90 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 90 条 第 2 項</p>
32 協力医療機関	<p>指定生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 91 条</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
33 掲示	指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	平 18 厚令 171 第 92 条
34 秘密保持等	<p>(1) 指定生活介護事業所の従業員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定生活介護事業者は、従業員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定生活介護事業者は、他の指定生活介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 36 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 36 条 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 36 条 第 3 項)</p>
35 情報の提供等	<p>(1) 指定生活介護事業者は、指定生活介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定生活介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 37 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 37 条 第 2 項)</p>
36 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定生活介護事業者は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業員に対し、利用者又はその家族に対して当該指定生活介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定生活介護事業者は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業員から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 38 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 38 条 第 2 項)</p>
37 苦情解決	(1) 指定生活介護事業者は、その提供した指定生活介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 39 条 第 1 項)

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>(2) 指定生活介護事業者は、(1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定生活介護事業者は、その提供した指定生活介護に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定生活介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定生活介護事業者は、その提供した指定生活介護に関し、法第 11 条第 2 項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定生活介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 指定生活介護事業者は、その提供した指定生活介護に関し、法第 48 条第 1 項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定生活介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 指定生活介護事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3) から (5) までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</p> <p>(7) 指定生活介護事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 39 条 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 39 条 第 3 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 39 条 第 4 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 94 条 準用 (第 39 条 第 5 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 39 条 第 6 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 39 条 第 7 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
38 事故発生時の対応	<p>(1) 指定生活介護事業者は、利用者に対する指定生活介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定生活介護事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 指定生活介護事業者は、利用者に対する指定生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 40 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 40 条 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 40 条 第 3 項)</p>
39 会計の区分	<p>指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定生活介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 41 条)</p>
40 身体拘束等の禁止	<p>(1) 指定生活介護事業者は、指定生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為 (身体拘束等) を行っていないか。</p> <p>(2) 指定生活介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 73 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 73 条 第 2 項)</p>
41 地域との連携等	<p>指定生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 74 条)</p>
42 記録の整備	<p>(1) 指定生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定生活介護事業者は、利用者に対する指定生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定生活介護を提供した日から5年間保存しているか。</p> <p>生活介護計画 サービスの提供の記録 支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録 身体拘束等の記録 苦情の内容等の記録 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 75 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 93 条 準用 (第 75 条 第 2 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第 5 多機能型に関する特例</p> <p>1 利用定員に関する特例</p> <p>2 従業者の員数等に関する特例</p>	<p>(1) 多機能型生活介護事業所、多機能型指定児童デイサービス事業所、多機能型自立訓練(機能訓練)事業所、多機能型自立訓練(生活訓練)事業所、多機能型就労移行支援事業所、多機能型就労継続支援 A 型事業所及び多機能型就労継続支援 B 型事業所(「多機能型事業所」と総称)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(指定宿泊型自立訓練に係るものを除く)の合計が 20 人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次に掲げる人数としているか。</p> <p>多機能型指定児童デイサービス事業所 5 人以上</p> <p>多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練(機能訓練)事業所及び多機能型就労移行支援事業所(認定就労移行支援事業所を除く) 6 人以上</p> <p>多機能型自立訓練(生活訓練)事業所 6 人以上。ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)を併せて行う場合にあっては、宿泊型自立訓練の利用定員が 10 人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)の利用定員が 6 人以上とする。</p> <p>多機能型就労継続支援 A 型事業所及び多機能型就労継続支援 B 型事業所 10 人以上</p> <p>(2) 離島その他の地域であって平成 18 年厚生労働省告示第 540 号「厚生労働大臣が定める離島その他の地域」の各号のいずれかに該当するもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については、(1)中「20 人」とあるのは「10 人」とできる。</p> <p>(1) 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が 20 人未満である場合は、第 2 の 1 の(2)にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く)のうち、1 人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p>	<p>法第 43 条</p> <p>平 18 厚令 171 第 214 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 174 第 89 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 214 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 174 第 89 条第 2 項</p> <p>平 18 厚告 540</p> <p>平 18 厚令 171 第 215 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 174 第 90 条第 1 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>3 設備の特例</p> <p>第6 変更の届出等</p> <p>第7 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い</p> <p>1 基本事項</p>	<p>(2) 多機能型事業所(多機能型指定児童デイサービス事業所を除く。以下この項目について同じ。)は、第2の1の(3)にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所としてみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれに掲げる数とし、この項目の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないこととすることができる。</p> <p>利用者の数の合計が60以下 1以上 利用者の数が61以上 1に、 利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないように配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。</p> <p>指定生活介護事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者自立支援法施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>(1) 指定生活介護に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第5により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>(ただし、その額が現に当該指定生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定生活介護事業に要した費用の額となっているか。)</p> <p>(2)(1)の規定により、指定生活介護に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	<p>平18厚令171第215条第2項 平18厚令174第90条第2項</p> <p>平18厚令171第216条 平18厚令174第91条</p> <p>法第46条第1項 施行規則第34条の23</p> <p>法第29条第3項</p> <p>平18厚告523の一 平18厚告539</p> <p>法第29条第3項</p> <p>平18厚告523の二</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>2 生活介護サービス費</p> <p>(1) 生活介護サービス費</p> <p>(2) 特定旧法受給者等</p> <p>(3) 生活介護サービス費()</p> <p>(4) 生活介護サービス費()</p>	<p>生活介護サービス費については、区分 3 (50 歳以上の者にあつては、区分 2) 以上に該当する利用者に対して、指定生活介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>生活介護サービス費()については、平成 18 年厚生労働省告示第 556 号「厚生労働大臣が定める者」の二に定める者であつて、区分 2 以下 (50 歳以上の者にあつては、区分 1) に該当するもの又は区分 1 から区分 6 までのいずれにも該当しないものに対して、指定生活介護を行った場合に、法附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間、所定単位数を算定しているか。</p> <p>生活介護サービス費()については、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二のイに定める施設基準に適合し、次の 又は のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、利用定員 (多機能型事業所である指定生活介護事業所にあつては一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数とする。以下同じ。) に応じ、1 日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所の場合は、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>平均障害程度区分が 5 以上であつて、かつ、区分 6 に該当する者が利用者の数の合計数の 100 分の 60 以上 平均障害程度区分が 5.5 以上</p> <p>生活介護サービス費()については、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二のロに定める施設基準に適合し、次の 又は のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護の等単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所の場合は、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>平均障害程度区分が 5 以上であつて、かつ、区分 6 に該当する者が利用者の数の合計数の 100 分の 50 以上 100 分の 60 未満 平均障害程度区分が 5.3 以上 5.5 未満</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 5 の 1 の注 1</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 5 の 1 の注 2 平 18 厚告 556 の二</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 5 の 1 の注 3 平 18 厚告 551 の二のイ</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 5 の 1 の注 4 平 18 厚告 551 の二のロ</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
(5) 生活介護サービス費()	<p>生活介護サービス費()については、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二の八に定める施設基準に適合し、次の 又は のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所の場合は、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>平均障害程度区分が 5 以上であって、かつ、区分 6 に該当する者が利用者の数の合計数の 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満 平均障害程度区分が 5.1 以上 5.3 未満</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 5 の 1 の注 5 平 18 厚告 551 の二の八</p>
(6) 生活介護サービス費()	<p>生活介護サービス費()については、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二の二に定める施設基準に適合し、次の から までのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所の場合は、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>平均障害程度区分が 5 以上であって、かつ、区分 6 に該当する者が利用者の数の合計数の 100 分の 40 未満 平均障害程度区分が 4.5 以上 5 未満であって、かつ、区分 5 及び区分 6 に該当する者が利用者の数の合計数の 100 分の 50 以上 平均障害程度区分が 4.9 以上 5.1 未満</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 5 の 1 の注 6 平 18 厚告 551 の二の二</p>
(7) 生活介護サービス費()	<p>生活介護サービス費()については、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二のホに定める施設基準に適合し、次の 又は のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所の場合は、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>平均障害程度区分が 4.5 以上 5 未満であって、かつ、区分 5 及び区分 6 に該当する者が利用者の数の合計数の 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満 平均障害程度区分が 4.7 以上 4.9 未満</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 5 の 1 の注 7 平 18 厚告 551 の二のホ</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
(8) 生活介護サービス費()	<p>生活介護サービス費()については、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二のへに定める施設基準に適合し、次の から までのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所の場合は、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>平均障害程度区分が 4.5 以上 5 未満であって、かつ、区分 5 及び区分 6 に該当する者が利用者の数の合計数の 100 分の 40 未満</p> <p>平均障害程度区分が 4 以上 4.5 未満であって、かつ、区分 5 及び区分 6 に該当する者が利用者の数の合計数の 100 分の 40 以上</p> <p>平均障害程度区分が 4.4 以上 4.7 未満</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 5 の 1 の注 8 平 18 厚告 551 の二のへ</p>
(9) 生活介護サービス費()	<p>生活介護サービス費()については、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二のトに定める施設基準に適合し、次の 又は のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所の場合は、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>平均障害程度区分が 4 以上 4.5 未満であって、かつ、区分 5 及び区分 6 に該当する者が利用者の数の合計数の 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満</p> <p>平均障害程度区分が 4.1 以上 4.4 未満</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 5 の 1 の注 9 平 18 厚告 551 の二のト</p>
(10) 生活介護サービス費()	<p>生活介護サービス費()については、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二のチに定める施設基準に適合し、次の から までのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所の場合は、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>平均障害程度区分が 4 以上 4.5 未満であって、かつ、区分 5 及び区分 6 に該当する者が利用者の数の合計数の 100 分の 30 未満</p> <p>平均障害程度区分が 4 未満であって、かつ、区分 5 及び区分 6 に該当する者が利用者の数の合計の 100 分の 30 以上</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 5 の 1 の注 10 平 18 厚告 551 の二のチ</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
(11) 生活介護サービス費()	<p>平均障害程度区分が3.8以上4.1未満</p> <p>生活介護サービス費()については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二のりに定める施設基準に適合し、次の又はのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>平均障害程度区分が4未満であって、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の20以上100分の30未満</p> <p>平均障害程度区分が3.5以上3.8未満</p>	<p>平18厚告523別表第5の1の注11</p> <p>平18厚告551の二のり</p>
(12) 生活介護サービス費()	<p>生活介護サービス費()については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二の又に定める施設基準に適合し、平均障害程度区分が4未満であって、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の20未満であるものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第5の1の注12</p> <p>平18厚告551の二の又</p>
(13) 生活介護サービス費()	<p>生活介護サービス費()については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二のルに定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第5の1の注13</p> <p>平18厚告551の二のル</p>
(14) その他	<p>(3)から(13)までに掲げる生活介護サービス費の算定に当たって、次の又はのいずれかに該当する場合に、それぞれ又はに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>利用者の数又は従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合」の二のイ又は口の表の上欄に掲げる基準に該当する場合</p> <p>同表の下欄に掲げる割合</p>	<p>平18厚告523別表第5の1の注15</p> <p>平18厚告523別表第5の1の注15(1)</p> <p>平18厚告550の二</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
(15) 障害福祉サービス相互の算定関係	<p>指定生活介護等の提供に当たって、生活介護計画等が作成されていない場合 100分の95</p> <p>利用者が生活介護以外の障害福祉サービスを受けている間又は旧法施設支援を受けている間に、生活介護サービス費を算定していないか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 5 の 1 の注 15(2)</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 5 の 1 の注 16</p>
3 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	<p>視覚障害者等である指定生活介護等の利用者の数が 15 人以上（指定生活介護事業所等における指定生活介護等の利用者の数が 51 人以上である場合にあっては、当該指定生活介護等の利用者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数以上）であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、第 2 の 1 に定める人員配置に加え、常勤換算方法で視覚障害者等の数を 30 で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 5 の 2 の注</p>
4 新事業移行時特別加算	<p>特定旧法指定施設である指定生活介護事業所において、指定生活介護を行った場合に、平成 21 年 3 月 31 日までの間、当該指定生活介護事業所に係る指定を受けた日から起算して 30 日以内の期間について、1 日につき所定単位数を加算しているか</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 5 の 3 の注</p>
5 初期加算	<p>指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、指定生活介護等の利用を開始した日から起算して 30 日以内の期間について、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 5 の 4 の注</p>
6 訪問支援特別加算	<p>指定生活介護事業所等において継続して指定生活介護等を利用する利用者について、連続した 5 日間、当該指定生活介護等の利用がなかった場合において、第 2 の 1 の規程により指定生活介護事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、生活介護計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定生活介護事業所等における指定生活介護等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1 月につき 2 回を限度として、生活介護計画等に位置付けられた内容の指定生活介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 5 の 5 の注</p>
7 利用者負担上限額管理加算	<p>指定生活介護事業者等が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 5 の 6 の注</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
8 食事提供体制 加算	<p>低所得利用者等であって生活介護計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）に対して、当該指定生活介護事業所等に従事する調理員等による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、食事の提供を行った場合に、平成 21 年 3 月 31 日までの間、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平 18 厚 告 523 別 表 第 5 の 7 の 注